

言語等の障害		発達障害	
肢体不自由	3	高次脳機能障害	
	6		
	不明 5		
内部障害	1	その他	
		不明	

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	1	地域包括支援センター	
	1		
	不明 5		
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	
	2		
福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課	1	警察	1
	4		2
	不明 3		不明 1
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	1
			2
			不明 1

\*平成 21 年度 中核地域生活支援センター等, 平成 20 年度 地域相談員(1), 東京電力(1), ショッピングセンター(1), 鉄道事業者お客様相談室

相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	2
	7
	不明 5
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
継続して相談に応じているもの	1
	不明 1
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	1
	3
	不明 2

(7) 不動産の取引についての相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	4
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	54
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	154
平成 18 年 7 月～10 月の該当件数	0

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接						
訪問	2			2		
	26			26		

電話	8			8		
	25			25		
ファクシミリ	2					
	2			2		
郵便						
	1			1		
電子メール						
その他						

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	1	知的障害	
聴覚障害		精神障害	1
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由	1	高次脳機能障害	
内部障害		その他	
		不明	

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	1	地域包括支援センター	
上記以外の県の担当課	1	障害者福祉施設	1
福祉事務所		医療機関	7
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター	2	幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター	1	ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	1

\* 中核地域生活支援センター等(1)

相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	1
	2
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	2

(8) 情報の提供についての相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	5
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	8
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	6
平成 18 年 7 月～10 月の該当件数	0

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接						

訪問	3		3		
	3		3		
電話	2		1	1	
	5		5		
ファクシミリ					
郵便					
電子メール					
	1		1		
その他					

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	1	知的障害	
聴覚障害		精神障害	1
言語等の障害	1	発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他	
		不明	

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	1	地域包括支援センター	
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	1
福祉事務所		医療機関	1
市区町村の担当課	2	警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他	

相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	1
	1
電話が途中で打ち切られ相談ができなかったもの	1
継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	1
	1

(9) 虐待についての相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	23
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	39
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	79
平成 18 年 7 月～10 月の該当件数	15

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
----	----	----	---	---	---	----

来所しての面接	4			4	
	1			1	
訪問	7			4	3
	19			16	3
電話	19		2	15	2
	6			2	4
ファクシミリ					
郵便					
電子メール					
	1			1	
その他					

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害		知的障害	2
			3
聴覚障害		精神障害	2
			1
言語等の障害		発達障害	1
肢体不自由	2	高次脳機能障害	
内部障害		その他	
			不明

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	2	地域包括支援センター	
	2		
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	4
			1
福祉事務所		医療機関	1
市区町村の担当課	3	警察	
	1		1
健康福祉センター	1	幼稚園・保育園・学校	
	1		
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	3

\* 中核地域生活支援センター等(2), 障害児事業所, 基幹型支援センター(1)

相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	4
	2
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
継続して相談に応じているもの	2
	3
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	2
	1

## (10) その他\*の相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	34
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	26
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	14
平成 18 年 7 月～10 月の該当件数	1

\* 団体からの退会を求められた(1), 生活全般(18)

## 相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	17			17		
	不明 3			不明 3		
訪問	4			4		
	13		1	12		
	不明 3			不明 3		
電話	19			16	3	
	11			10	1	
	不明 6			不明 6		
ファクシミリ						
郵便						
電子メール	1			1		
その他						

## 障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	2	知的障害	3
	不明 1		不明 3
聴覚障害		精神障害	15
			3
言語等の障害	不明 1	発達障害	1
			1
			不明 1
肢体不自由	1	高次脳機能障害	1
	2		
内部障害	1	その他*	1
			1
		不明	

\* 21 年度 アトピー(1), 20 年度 強度行動障害(1)

## 相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	3	地域包括支援センター	
	1		
	不明 4		不明 1
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	1
福祉事務所	1	医療機関	1
			1
			不明 1
市区町村の担当課	3	警察	1
	2		1
	不明 3		
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	

	1		
	不明 3		不明 2
市区町村の保健センター	2	ハローワーク	
	1		
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所	1	自立支援協議会	
教育センター		その他*	5
			2
			不明 1

\* 21 年度 精神障害者のための相談室，年金センター(4)，不明 地域相談員(1)，20 年度 千葉県発達障害者センター，アパート経営者(1)，司法書士(1)

#### 相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	19*
	4
	不明 10
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
継続して相談に応じているもの	7
	2
	不明 2
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	1
	3
	不明 7

\* 本人より介入することを辞退したもの 1 件を含む

表7：相談経過の年次変化（相談内容の分野別）

（単位：のべ件）

分野	年	情報提供、助 言等により終 結したもの	電話が途中で打ち 切られ相談ができ なかったもの	継続して相談 に応じている もの	差別の可能性があり、相談 者および相手方に事実確 認を必要とするもの
福祉サー ビス	21	7	0	1	1
	20	7	1	2	2
	不明	2	0	1	0
	19	44	1	227	5
医療	18	0	0	3	0
	21	3	0	1	2
	20	2	0	0	0
	19	7	0	25	2
商品・サ ービス	18	0	0	0	0
	21	1	0	1	2
	20	2	1	2	3
	19	29	0	1,324	3
労働者の 雇用	18	0	0	0	0
	21	0	0	1	1
	20	2	0	0	1
	不明	3	2	2	1
教育	19	9	1	244	3
	18	2	0	0	0
	21	1	0	0	0
	20	0	0	1	1
建物・交 通機関	不明	3	0	2	2
	19	15	1	40	1
	18	0	0	0	0
	21	2	0	1	1
不動産取 引	20	7	0	0	3
	不明	5	0	1	2
	19	22	0	63	8
	18	1	0	0	0
情報の提 供	21	1	0	0	0
	20	2	0	0	2
	19	2	1	76	1
	18	0	0	0	0
虐待	21	1	1	0	1
	20	1	0	0	1
	19	18	0	388	5
	18	0	0	0	0
その他	21	4	0	2	2
	20	2	0	3	1
	19	1	1	9	0
	18	0	0	1	0
合計	21	19	0	7	1
	20	4	0	7	3
	不明	10	0	2	7
	19	19	2	1,724	1
18	1	0	0	0	
合計	21	39	1	14	11
	20	29	2	15	17
	不明	23	2	8	12
	19	166	7	4,120	29
18	4	0	4	0	

19年の数値は昨年度の調査結果から抜粋。20年の数値は本年度の調査結果を示す。本年度の調査とは回答機関等が同一ではないため昨年度の調査結果の報告とは同一ではない。

問 6. よりよい相談活動のためには、地域の機関が連携する（ネットワークをつくる）ことが効果的と言われています。皆様方が実施されている相談について、皆様方のご意見ご提案をお聞かせ下さい。

（ア）相談を実施する中で連携の必要性をとくに感じる機関はどこでしょうか？

- ・ 市の福祉行政各課及び保健行政各課、各相談支援センターとの連携の必要性を感じる。
- ・ 相談事業の内容により連携をとる機関はそのつど替わりますが、市町村の障害福祉課は必須です。また、終結後、生活支援が必要なケースが連続して出ており、中核地域生活支援センター等との連携も重要と考えます。
- ・ 高齢分野、児童分野等の相談窓口。
- ・ 精神障害の方の相談が多くなっているので、医療機関。就労関係（労働基準局）。生活支援をお願いする（引き継いでいただく）相談事業所。
- ・ 市の担当課及び中核地域生活支援センター等。
- ・ 相談者がサービスを利用する場合、行政や事業所、医療機関との調整が不可欠であり、特に行政とは連携を密にして情報を共有する必要がある。
- ・ 児童—児童相談所（県）、児童家庭課（市）、学校 障害—健康福祉センター（県）、障害福祉課（市）、年金課（市）、医療、社会保険事務所 高齢—地域包括、介護保険課（市） 生活しづらさ—国民年金課（市）、国民健康保険課（市）、生活保護課（市）、弁護士、医療機関。
- ・ 中核地域生活支援センター等、地域生活支援センター、市担当課、CAS、医療機関、警察、県、健康福祉センター。
- ・ 市の障害者相談窓口、中核地域生活支援センター等 これらの機関は障害がある方からの相談をワンストップで解決する役割を担っています。差別に関わる相談が含まれていたとしてもそれぞれで解決できるため、差別の部分だけ切り取って条例相談窓口につなぐ必要がありません。有機的に連携できるようになる必要性を感じます。
- ・ 中核地域生活支援センター等、市町村（障害福祉担当課）、健康福祉センター、医療機関、就労支援センター。
- ・ 地域福祉の推進に伴い、福祉施策の中心は市町村へと移譲しており、いかに市町村と連携していくかが重要視されていると思います。また、医療機関との連携も欠かせないと感じています。
- ・ 市役所、中核地域生活支援センター等、健康福祉センター、精神保健福祉協議会、障害者を支援する各 NPO 法人。
- ・ 県、事案の性格上、中核など直接訪問できる機関などとの連携が必要。事案によっては差別された側と連携。
- ・ 県、市町村、中核地域生活支援センター等、地域生活支援センターとの連携は必要である。
- ・ 県や警察など介入の権限を持っている機関。
- ・ 市町村担当者。
- ・ 市町村、医療機関、社会福祉協議会、中核地域生活支援センター等。
- ・ 医療機関。



(イ) 相談を実施する中で連携の妨げとなっていることは、どのようなことでしょうか？

- ・ 縦割り行政的側面がまだ残っているように感じる。1つのケースを互いに共有できるとよいのだが。県と市の関係、市の各課の横のつながり等、もっと垣根が取れるとよいのだが。
- ・ 条例の周知不足。私たちの活動そのものがまだ理解されていないことがネックです。
- ・ 制度の縦割り。市町村において総合的（生活全般）な相談に乗る部署がない。
- ・ 制度的な問題。
- ・ 生活困窮者の支援において、生活保護法の問題や健康保険未納による医療費（10割負担）の問題などが大きな妨げとなっている。
- ・ 個人情報保護法、縦割り制度、連携を望まない機関：1つの機関が抱え込んでいるケース、障害理解の・意識のない相談者・家族・社会：相談者自身が連携を望まない、申請主義（見守りという放置、申請がないと困っていないのだという見方）。
- ・ 条例を市担当課員が知らない、理解していない、県民、市民、当事者に条例が知られていない。
- ・ 連携したい機関の担当者との「連携」に対する認識の違い。
- ・ 連携の妨げは特に感じていないが、相談者との関わりを持っていただけの方が（良く知っていた方が）人事異動で部署が変わり参考意見はいただけるがカンファレンスや共に連携までは難しい。また、超忙しい機関の方には意見を聞く程度しかできない。
- ・ 個人情報に関する考え方など。
- ・ 時間が合わない、当地域では生活相談が多い、精神の方は話を聞いてもらうだけで満足して連携の必要を感じない、リピーターも多い、平成20年度は最多が97回来所・電話あり、2番目は60回である（「これからいきます」という電話はカウントしていない）。
- ・ ①さまざまな機関に既に相談に行っている場合、②学校は良くて教育委員会がだめなどの主となる機関がうまくつながらない場合。
- ・ 相談の中には多くの問題が潜んでいることが多い。相談機関の業務内容をそれぞれが理解できていないことから連携することができず、問題を抱え込んでしまうのではないかとと思われる。
- ・ 介入までに必要な段取りを踏まないといけない機関と連携する場合は介入までに時間がかかりすぎることがある。
- ・ 特にありません。
- ・ 制度。
- ・ 制度。

(ウ) 連携を進めるための具体的な取組みにはどのようなことが考えられるでしょうか？

- ・ ケースを関係機関に持ちかけながら関係機関を結び付け、1つのソースを共有できるようにする中で、調整会議に持って行き関係機関が相互に補填できるようにすることかと思っている。（当市の場合）
- ・ ケース会議等を通して双方の機関を知ること。条例の運用（仕組み）は利用者が気軽に相談できる体制にはないような気がしています。健康福祉センターは住民からは敷居の高いとこ

ろと思われる部分があり、本来はもっと身近な相談機関に広域専門指導員は配置されることが望ましいのかなと最近は考えることが多くなりました。

- ・ 分野を越えた相談窓口の連携のために誰が動くのか、相談に関わる人材が他分野へアウトリーチしていかないといけない。人権擁護のための関係機関（警察、市町村、県機関、中核地域生活支援センター等、相談事業所の集まり）。
- ・ 家族から虐待をされている方からの相談があった場合、安全確保したあとの自立生活には種々の生活支援が必要なため最初の段階からそれを引き継いでくれる相談事業所と一緒に動くようにしている。
- ・ 関係機関との連携と情報の共有。
- ・ 地域支援会議の組織化と地域で見守る体制（ネットワーク）作りに取り組むことで、民生委員や社会福祉協議会などの団体と連携を深めることが可能となる。
- ・ お互いの立場、役割を確認し、相談者を中心とした話し合いを進めていくこと（サービス調整会議、関係者会議）。
- ・ 自立支援協議会へ参加、相談支援機関のネットワーク作り、市担当課の条例の周知、市民の協力機関の設置。
- ・ 連携を進めるための具体的な取り組みとして考えられることについては、今現在模索中であり、逆に、教えていただければ幸いです。既にご存知とは思いますが、広域専門指導員は、健康福祉センターの職員ではないという立場で健康福祉センターに一人駐在し、週 29 時間、4 日勤務の嘱託職員という身分で相談活動や周知活動に取り組んでいます。また、駐在先の健康福祉センターの中では、広域専門指導員の位置づけや、センターに席をおく意味を未だ疑問視されています。そんな今の状況では、その中に身をおくのが精神的には精一杯です。他との連携を進めるためには、まずは地域のどこかにきちんとした基盤を置くこと（位置づけ）が必要であり前提ではないかと考えます（県庁障害福祉課と縁を切るということではなく）。立場が不安定で入れ替わりの多い広域専門指導員個人の努力では、連携にも限界があることを感じています。そうは言っても、相談件数が減少している今年度、今できる範囲での取り組みはしていかなければなりません。今年度は、市内 3 箇所の地域活動支援センターや中核地域生活支援センター等、家族会、趣旨に賛同してくれた NPO 法人と新たなネットワークをつくり、啓発活動や勉強会を行なう団体を立ち上げ、講演会や上映会などの活動を始めたところ です。
- ・ 就労支援センターは当市にも出来てきたが広く相談とジョブコーチの取り組みはこれからである。精神障害・発達障害のある方の相談は障害者就業・生活支援センターへ意見を聞くことが唯一の連携である。紹介しても面接まで時間を要する現状で就労支援センターの充実を望むところです。広く機関などを知って信頼してつながれるようにしたい。
- ・ 関係機関を訪問し、中核地域生活支援センター事業活動の広報を通じて顔と顔のつながり相談しやすい関係を構築する。
- ・ 定期的に会合を持つ、連携先の業務・事業などに協力する（講演会に出席など）、個人的つながりを作っておく。
- ・ 中核地域生活支援センター等を中心とした、地域づくりネットワークが普段から機能すべき。事案としてではなく、組織として。自立支援協議会の活用など。

- ・ 地域自立支援協議会は、行政機関、社会福祉施設、中核地域生活支援センター等、障害者の家族会、社会福祉協議会などで構成されている。広域専門指導員も構成員の一人となっていることから連携を進めやすい。それぞれが相談を受け活動していく中で、見えてきた課題を協議会のテーブルに載せることで今後の地域づくりにつながっていくと考えられる。
- ・ 関係機関がすぐ集まれる体制を整備する（通報があってから何時間以内に集まることなどを取り決める）。
- ・ 相談者自身の資質の向上に努める（支援者個人の有する知識、経験と人的ネットワーク）。
- ・ 県、市町村、中核地域生活支援センター等、社会福祉協議会をネットワークする制度。
- ・ 自立支援協議会や課題別専門部会のほかに、他の機関の関係者と気軽に意見交換のできる勉強会のような場を増やす。

平成 21 年 11 月

中核地域生活支援センター  
船橋福祉相談協議会  
柏地域生活支援センター  
広域専門指導員

の皆様

## 「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

ご回答ご協力をお願い

ごあいさつ

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。  
いつもたいへんお世話になっております。

さて

皆様方には、一昨年度、昨年度と、相談件数をお尋ねするアンケートをお届けしてまいりました。このたび、アンケート調査は最終年度(3年計画の3年目)を迎えることができました。皆様方にはご多忙の中にもかかわらずご回答を頂戴し誠にありがとうございました。

今回は、すべての相談件数および「障害があることを理由とした差別」に関わる相談件数について平成21年度と20年度の変化を調査するだけでなく、さらにこれまでの調査結果との検討によって条例の施行によって「障害があることを理由とした差別」に関わる相談活動にどのような変化が生じてきたのかを明らかにしたいと考えております。

皆様方におかれましては、時節柄ご多忙のところ毎度のお願いで誠に恐縮ですが、アンケート調査につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

調査の名称: 「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

調査の根拠: 平成 21 年度厚生労働科学研究費 障害保健福祉総合研究事業「地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性」(研究代表者: 堀口寿広)の一環として実施

実施主体: 同研究事業実施グループ

堀口寿広(国立精神・神経センター)(実施責任者)

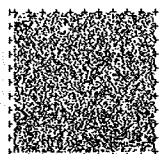
佐藤彰一(法政大学)

高梨憲司(社会福祉法人愛光)

調査対象: 中核地域生活支援センター(13箇所)

船橋福祉相談協議会、柏地域生活支援センター

広域専門指導員(16名)



同時に、千葉県内において地域住民を対象とした相談を実施していると推測される公的機関(地方自治体、各種相談所等)および各種団体、公立学校 等 (計 6,105 箇所)を対象としたアンケート調査を実施します。

調査期間: 平成 21 年 11 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日(アンケート回収期間)

本件に関するお問い合わせ:

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部 家族・地域研究室  
堀口寿広

電話・FAX :

時間帯によってはつながりにくい場合がございます。また、誠に勝手ながら出張など不在時は留守番電話にてうかがいます。電子メールをあわせてご活用下さい。

電子メール:

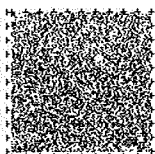
ご回答に際してご留意いただきたいこと:

- ・ 本調査は中核地域生活支援センター等または広域専門指導員として実施した相談件数の実績をおたずねするものです。したがって個別の相談事例について、相談を利用された個人およびその関係者に関する個人情報(住所、氏名、年齢、勤務先等)をうかがうものではありません。また、個別の相談事例についておたずねするものではありませんので、相談内容に含まれる特定の個人や団体等を特定し得る情報を扱いません。
- ・ 本調査へのご協力について、ご回答に要する情報の開示の可否につきましては関連法令および貴機関の規定等にそってご判断いただきますようお願い申し上げます。ご回答をもって本調査へのご協力にご同意いただいたものと判断させていただきます。ご回答いただかないことで貴機関に不利益が生じることは一切ございません。
- ・ 活動実績等につきましては、たいへんお手数ですが県へご報告いただいている資料等の中から、当該箇所をご参照の上、転記していただきますようお願い申し上げます。
- ・ 本調査は研究グループが実施するものであり、県が実施するものではありません。したがって、皆様方からいただいたご回答を県にご報告いただいている数値と照らし合わせ確認することはいたしません。
- ・ ご回答に当たり、センター・指導員の方のお名前をご記入いただきますが、本調査は千葉県内の地域相談活動の実施状況を把握するために実施するものであり、地域(圏域)別、相談内容の種別によって分類いたします。研究報告書において特定の機関の数値を単独で取り上げて記載することはいたしません。
- ・ いただいたご回答は下記研究室内で厳重に保管し、数量的なデータとして解析いたします。ご回答内容をご回答くださった方のご承諾を得ることなく第三者からの求めにより開示することはいたしません。結果は研究報告書\*にまとめ厚生労働省ほか関係機関への配布、厚生労働科学研究成果データベース(<http://mhlw-grants.niph.go.jp/index.html>)への概要版および本文掲載等をもって一般に公開いたします。

\* 昨年度の研究報告書は各 1 部をお届けいたしました。失礼ながら未着でしたらお申し付け下さい。

また、原本は千葉県立中央図書館でも閲覧可能です。

以上



## 千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート

以下の質問にお答え下さい。

センター名／ 指導員名	
ご担当圏域	

問1. 相談を受け付ける方法をお教え下さい。(複数回答可)

- a) 窓口等での面接      b) 訪問      c) 電話      d) ファクシミリ      e) 郵便  
f) 電子メール      g) その他(                      )

問2. 相談窓口としての存在を、地域の方にどのように発信されていますか？相談窓口をご案内している媒体をお教え下さい。(複数回答可)

- a) ご自身のホームページ      b) 市区町村の広報紙      c) ご自身の定期刊行物  
d) ご自身のパンフレット      e) 講演会・勉強会などの開催  
f) その他(                      )

問3. 相談件数の集計方法をお教え下さい。以下のうち、もっとも当てはまるものを1つお選び下さい。

- a) 相談のあった回数を件数として、のべ件数として集計している。  
b) のべ件数による集計と、相談利用者個人を同定できる場合は実人数(相談回数によらず 1 人として集計する方法)を併用している。  
c) 可能な限り相談利用者個人を同定し、利用者の実人数を集計している。  
d) その他(                      )

(裏面にお進みください)

問4. 相談件数についてお答え下さい。

件数の集計方法は問3. にお答えいただいた方法で結構です。別の集計方法でご記入いただく場合はお手数ですがその旨お書き添え下さい。

- ・ 広域専門指導員の皆様は → (ウ)、(エ)、(オ)、(カ)についてご記入下さい。

	数字には単位をお付け下さい (例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)
(ア) 平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の相談件数	
(イ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例*の相談件数	
(ウ) 平成20年7月～10月の相談件数	
(エ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例の相談件数	
(オ) 平成21年の7月～10月の相談件数	
(カ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例の相談件数	

\*相談事例の「障害者差別に当たると思われる」という判断は、障害があることを理由とした差別が相談の内容に関係していると推測される場合を指します。

問5. 次のページからは、「障害者差別に当たると思われる事例」(問4の(エ)、(カ))について、相談内容の分野別に、相談利用経路と、相談の経過をおうかがいたします。

- ・ 件数の集計方法は問3. にお答えいただいた方法で結構です。別の集計方法でご記入いただく場合はお手数ですがその旨お書き添え下さい。
- ・ それぞれの分野に含まれる範囲は、条例に沿った分類とお考え下さい。
- ・ 相談内容が複数の分野にまたがる場合は、もっとも中心的な分野についてお答え下さい。

例: 相談内容が「福祉サービス」と「医療」の両方に関わっているが、福祉サービスの要素が大きいと判断される場合 → (1)福祉サービスについての相談事例としてお答え下さい。

- ・ 相談を利用された方が複数の種類の障害をお持ちの場合(障害が重複している場合)は、相談内容にもっとも関連性があると判断される障害についてお答え下さい。重複する場合は点線の右側にお書き下さい。

例: 相談を利用された方に身体障害と精神障害の両方があるが、相談内容が精神障害に関する要素が大きいと判断される場合 → 精神障害のある方の相談事例としてお答え下さい。

(1) 福祉サービスについての相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) ○○件、○○人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	



(2) 医療の相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(3) 商品・サービスの相談

平成 21 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課	地域包括支援センター
それ以外の県の担当課	障害者福祉施設
社会福祉事務所	医療機関
市区町村の担当課	警察
健康福祉センター	幼稚園・保育園・学校
市区町村の保健センター	ハローワーク
社会福祉協議会	法務局
児童相談所	自立支援協議会
教育センター	その他( )

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(4)労働者の雇用についての相談

平成 21 年7月～10月の該当件数	
平成 20 年7月～10月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

障害の種別は？（重複する場合は点線の右側にお書き下さい）

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(5)教育についての相談

平成 21 年7月～10 月の該当件数	
平成 20 年7月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

相談の経過は？

(ア)情報提供、助言等により終結したもの	
(イ)電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ)継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	